

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p><u>第16条《住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例》関係</u></p> <p><u>(特別控除の控除額に係る特例の適用要件)</u></p> <p><u>16-1 震災特例法第16条第1項の適用対象となる新築等（措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得をいう。以下この項において同じ。）は、自己の有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた者（以下この項において「震災住宅被災者」という。）が、当該居住の用に供することができなくなつた日以後初めてするものに限られているのであるが、震災特例法第16条第1項の適用対象となる増改築等（措置法</u></p>	<p><u>第16条《住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例》関係</u></p> <p><u>(特別控除の適用期間の特例の適用要件)</u></p> <p><u>16-1 震災特例法第16条第1項の規定は、同項に規定する家屋について、居住の用に供することができなくなつた日の属する年以前の各年分において措置法第41条第1項の規定の適用を受けているかどうかにかかわらず、震災特例法第16条第1項に規定する要件を満たす年分について適用があることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第41条第1項に規定する増改築等をいう。以下この項において同じ。)は、震災住宅被災者が、当該居住の用に供することができなくなつた日以後初めてするものに限られていない。したがつて、次のような場合にも震災特例法第16条第1項の適用対象となることに留意する。

- (1) 震災住宅被災者が、当該居住の用に供することができなくなつた日以後に増改築等をした家屋について、その後更に増改築等をしてその増改築等をした部分を平成9年1月1日以後に居住の用に供した場合
- (2) 震災住宅被災者が、当該居住の用に供することができなくなつた日以後に新築等をした家屋について、その後増改築等をしてその増改築等をした部分を平成9年1月1日以後に居住の用に供した場合

附 則

(新 設)

(経過的取扱い……………改正前の震災特例法等の適用がある場合)

(新 設)

改正法令（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第22号）、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第107号）及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成9年大蔵省令第33号））による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達の改正前の「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る所得税の取扱いについて」通達の取扱いの例による。